

規程の一部見直しについて

定款改正委員会

選挙並びに選出規程第13条の2及び、ブロック設置規程第6条の4の見直しについて、平成26年11月理事会にてご審議を頂き、平成27年3月の理事会にて承認を頂きましたので、ご報告させていただきます。

規程見直しの理由

① 選挙並びに選出規程第13条の2

現行の規程では、10月1日時点での会費未納者も正会員であれば選挙権があるため、「会費完納の」の文言を入れて、10月1日までの会費完納の正会員にのみの選挙権とします。

② ブロック設置規程第6条の4

現行の規程では、ブロック幹事選出のための「正会員」の文言と、正会員数を決める時期が明示されてなかったため、「選挙前年10月1日の正会員」の文言に改めました。

	現 行	改 正 後
選挙並びに選出規程	第13条の2 有権者は選挙前年の10月1日での正会員とする。候補者も同様とする。	第13条の2 有権者は選挙前年の10月1日までの会費完納の正会員とする。候補者も同様とする。
ブロック設置規程	第6条の4 ブロック幹事の選出比率は、会員20名あたり1名とする。	第6条の4 ブロック幹事の選出比率は、選挙前年10月1日の正会員20名あたり1名とする。

この規程は、平成27年4月1日より実施します。